

## 宮崎公立大学国際交流部会規程

平成19年4月1日  
規程第17号

(設置)

第1条 この規程は、次条に掲げる事項を審議するため設置する宮崎公立大学国際交流部会（以下「部会」という。）の運営方法その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 宮崎公立大学（以下「本学」という。）における学術の国際交流に関すること。
- (2) 本学学生の留学に関すること。
- (3) 外国人留学生に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長又は教育研究審議会から付議された事項

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる委員若干人をもって組織する。

- (1) 地域研究センター長
  - (2) 本学の教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）、助教及び助手（以下「教員等」という。）のうちから学長が指名する者
  - (3) 事務局職員のうちから事務局長が指名する者
- 2 前項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項第2号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は地域研究センター長をもって充て、副部会長は部会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を行う。

(定足数)

第5条 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第6条 部会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合においては、議長は議決に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会は、必要があると認める場合は、会議において委員以外の者に説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第8条 部会に、専門的事項を調査審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次に掲げる委員若干人をもって組織する。

- (1) 部会の委員の中から互選された者
  - (2) 教員等のうちから部会が指名する者
- 3 専門部会の委員の任期は、第5項の報告をするときまでとする。
- 4 専門部会にリーダーを置き、第2項第1号の者のうちから部会が指名する。
- 5 リーダーは、調査審議した結果を部会に報告するものとする。

(事務)

第9条 部会の事務は、学生支援課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。